

項目	内容		利用者等が支払う金額				単位	備考
			個室を利用される場合		多床室を利用される場合			
法定代理受領サービスの利用料	併設型短期入所生活介護費	要介護 1	併設型短期入所生活介護費 (I)	579	併設型短期入所生活介護費 (II)	646	該当する要介護度に応じて徴収	
		要介護 2		646		713		
		要介護 3		714		781		
		要介護 4		781		848		
		要介護 5		846		913		
	送迎費用			184		片道	利用した場合のみ徴収	
	緊急短期入所受入加算			90		1日	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。	
	療養食加算			18		1日	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に徴収	
	サービス提供体制強化加算	(I)			18	1日	指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること	
		(II)			12	1日	指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること	
介護職員処遇改善加算	(I)	算定単位数の1000分の33				1日		
その他の費用	滞在費	個室を利用される場合		多床室を利用される場合		1日	利用者本人の収入に応じて、次のとおり減額となる場合もあります。 【個室利用】 820円、420円または320円 【多床室利用】 370円または0円	
		1,200		1,020				
	食費	朝食	昼食	おやつ	夕食	1食	利用者本人の収入に応じて1日の限度額が650円、390円または300円になる場合もあります。	
理美容代			2,000		1回	希望により利用した場合のみ徴収		